別表十二(十五)の記載の仕方

1 再投資等準備金の損金算入に関する明細書

(1) この明細書は、法人が東日本大震災の被災者等 に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以 下「震災特例法」といいます。)第18条の3《再 投資等準備金》の規定の適用を受ける場合又は連 結法人が震災特例法第26条の3《連結法人の再投 資等準備金》の規定の適用を受ける場合に記載し ます。

なお、連結法人については、適用を受ける連結 法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の 法人名を「法人名」の括弧の中に記載してくださ い。

- (2) 「(4)のうち損金経理による積立額5」に金額の記載がある場合には、当該金額を別表四「加算」又は別表四の二付表「加算」に記載し、かつ、「当期積立額のうち損金算入額12」の金額を別表四「45」又は別表四の二付表「52」に記載します。
- (3) 「(4)のうち剰余金の処分による積立額6」に金額の記載がある場合には、「当期積立額のうち損金算入額12」の金額を別表四「45」又は別表四の二付表「52」に記載します。
- (4) 「均等益金算入額15」は、次により記載します。

- イ 平成28年4月1日以後に震災特例法第18条の 3第1項の指定若しくは令和3年改正法附則第 103条第2項《再投資等準備金に関する経過措置》に規定する旧指定を受けた法人又は同日以 後に震災特例法第26条の3第1項の指定若しく は令和3年改正法附則第115条第2項《連結法 人の再投資等準備金に関する経過措置》に規定 する旧指定を受けた連結法人にあっては「120又 は」を消し、同日前に令和3年改正法附則第103 条第2項に規定する旧指定を受けた法人又は同 日前に令和3年改正法附則第115条第2項に規 定する旧指定を受けた連結法人にあっては「又 は60」を消します。
- ロ 分子の空欄には、当期の月数を記載します。

2 再投資設備等の特別償却による償却額の計算に関する付表

この明細書は、法人が震災特例法第18条の4第1項《再投資設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が震災特例法第26条の4第1項《連結法人の再投資設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合に、別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)又は別表十六(五)と併せて記載します。